

聖籠町指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第12号

聖籠町指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第79条第1項の規定による指定の申請は、指定申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

(標示)

第3条 法第46条第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第4条 法第82条第1項の規定による届出は、法施行規則第133条第1項に規定する事項の変更に係るものにあつては変更届出書（別記様式第2号）により、休止した事業の再開に係るものにあつては再開届出書（別記様式第3号）により、それぞれ行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による届出は、廃止・休止届出書（別記様式第4号）により行うものとする。

(指定の更新申請)

第5条 法第79条の2第1項の規定による指定の更新の申請は、指定更新申請書（別記様式第5号）により行うものとする。

(情報の提供)

第6条 町長は、法第46条第1項の規定による指定若しくは法第79条の2第1項の規定による更新を行ったとき又は法第82条第1項の規定による届出、同条第2項の規定による届出がなされたときは、新潟県、新潟県国民健康保

険団体連合会その他の関係機関に対し、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業者の名称
 - (2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地
 - (3) 指定又は廃止の年月日
 - (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及び期間
 - (5) その他必要と認める事項
- (告示)

第7条 法第83条の2第4項の規定による公示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
 - (2) 事業者又は開設者の名称又は氏名
 - (3) 事業所又は施設の名称及び所在地
 - (4) 命令の内容、履行期限及び年月日
 - (5) サービスの種類
- (その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。